

岩倉市消防団条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「<u>団長</u>」という。）は、消防団の推せんに基づき市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より、市長の承認を得てこれを任命する。</p> <p>(1) ・(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることはできない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u></p> <p>第10条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長</u>は市長に、他の者にあつては団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p>	<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「<u>団長</u>」という。）及び消防副団長（以下「<u>副団長</u>」という。）は、消防団の推せんに基づき市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より、市長の承認を得てこれを任命する。</p> <p>(1) ・(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するものは、団員となることはできない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>前号のほか団員として不相当と認められる者</u></p> <p>第10条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長及び副団長</u>は市長に、他の者にあつては団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p>